

# 第13回

# SHIMA SEIKI CUP

## 和歌浦セーリングフェスティバル

開催期間 平成27年11月1日  
共同主催 JSAF外洋内海、和歌山県セーリング連盟  
大会運営 SHIMA SEIKI CUP実行委員会  
JSAF外洋内海、和歌山県セーリング連盟  
NPO法人和歌山セーリングクラブ

### 帆走指示書 SAILING INSTRUCTIONS

#### 1. 適用規則

- 1.1 「セーリング競技規則 2013-2016 (RRS)」に定義された規則、及び「セーリング装備規則 2013-2016 (ERS)」を適用する。
- 1.2 「JSAF 外洋特別規定 2015-2016」 (JSAF-OSR2015-2016)
- 1.3 レース艇以外の船舶との規則は RRS 第2章の規則に代わって海上衝突予防法の規則を適用する。

#### 2. 競技者への通告

競技者への通告は、レース本部（「和歌山セーリングセンター」クラブハウス）前に設置された公式掲示板に掲示される。

#### 3. 出艇申告

出艇申告は、所定の用紙に記入の上、10月31日（土）16:00～17:00または11月1日（日）7:30～7:50の間にレース本部に提出し、レース委員会が準備するGPS端末（スマホ）を受け取り艇に搭載すること。

#### 4. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、艇長会議開始前までに掲示される。

#### 5. 陸上で発せられる信号

- 5.1 陸上で発する信号は、レース本部南側のポールに掲揚される。
- 5.2 AP旗が音響二声と共に掲げられた時は「レースは延期された。予告信号はAP旗の降下後30分以後に発せられる」ことを意味する。この項はレース信号「AP旗」を変更している。

#### 6. レースのクラスと日程

- 6.1 参加隻数によりクラスⅠとクラスⅡに分けることがある。1クラスのみの場合は、全ての艇をクラスⅠとする。
- 6.2 レースは2レースを行う。

平成27年10月31日（土）	16:00-17:00	大会受付・出艇申告	於：レース本部
平成25年11月1日（日）	7:30-7:50	大会受付・出艇申告	於：レース本部
	7:50	開会式・艇長会議	
			於：「和歌山セーリングセンター」2階会議室
	9:15	第1・2レースの予告信号	
- 6.3 SHIMA SEIKI CUP パーティは10月31日（土）18:00から「和歌山マリーナシティホテル」2階で行う。
- 6.4 表彰式は11月1日（日）17:00から和歌山マリーナシティヨット倶楽部2階レセプションホールで行う。

#### 7. クラス旗

和歌浦セーリングフェスティバルのクラス旗は、クラスⅠは数字旗1を、クラスⅡは数字旗2を用いる。

#### 8. レースエリア及び陸上本部の所在

- 8.1 レース本部は「和歌山セーリングセンター」（和歌山マリーナシティ「ディンギーマリーナ」）クラブハ

ウス内とする。

- 8.2 レースエリアは和歌浦湾内にてスタート・フィニッシュとする。レースコース図参照のこと。

## 9. コース

- 9.1 第1レース（沖ノ島レース）・第2レース（白崎レース）  
和歌山マリーナシティ沖のスタートライン（N34° 10.000'、E135° 10.000' 付近）をスタートし、和歌山県沖ノ島西側にあるゲートマーク①（N34° 07.000'、E135° 03.500' 付近）を通過し、和歌山県白崎北西にある海鹿島の北側にあるマーク②（N33° 59.100'、E135° 02.900' 付近）を反時計回りに回航し、再び和歌山県沖ノ島西側のゲートマーク①を通過し、スタートラインと同じ地点にフィニッシュする。なおスタート時にウェザーマークを設置することがある。  
第1レースのフィニッシュラインは最初に通過する和歌山県沖ノ島西側のゲートマーク①の間とする。第2レースは引き続き行われスタートラインと同じ地点にフィニッシュする。

### コース図参照

- 9.2 第1レース（沖ノ島レース）・第2レース（白崎レース）で、ウェザーマークを設置した場合は、予告信号以前に、ポートに見て回航する場合はピンク色旗を、スターボードに見て回航する場合はイエロー旗を表示する。
- 9.3 第1レース（沖ノ島レース）・第2レース（白崎レース）でウェザーマークを設置した場合は、予告信号以前にスタートラインからウェザーマークへのおおよその距離・コンパス方位を掲示する。

## 10. マーク

- 10.1 第1レース（沖ノ島レース）・第2レース（白崎レース）のスタート・マークはレース委員会の信号艇と青色の円筒形ブイとする。
- 10.2 第1レース（沖ノ島レース）・第2レース（白崎レース）のウェザーマークは黄色の円錐形ブイを使用する。
- 10.3 ゲートマーク①の東側（沖ノ島側）は赤色の円筒形ブイ、西側はオレンジ旗を掲揚しているレース委員会とする。海鹿島北側のマーク②は青色の円筒形ブイとする。
- 10.4 帆走指示書9「コース」に記述したマークの位置は概位であり、その不正確さは艇による救済要求の根拠にはならない。この項は規則 60.1(b)を変更している。

## 11. スタート

- 11.1 レースは、規則 26 に従ってスタートする。
- 11.2 スタートラインは、スターボードの端にあるレース委員会の運営艇のオレンジ旗を掲揚したポールまたはマストと、ポートの端にあるマークのコースの側の間とする。
- 11.3 スタート信号の15分以降にスタートする艇は「スタートしなかった」（DNS）と記録される。この項は付則A4.1を変更している。

## 12. フィニッシュ

- 12.1 第1レース（沖ノ島レース）のフィニッシュラインは、スターボードの端にあるレース委員会艇のオレンジ旗を掲揚したポール又はマストと、ポートの端にあるマークの間とする。
- 12.2 第2レース（白崎往復レース）のフィニッシュラインは、スターボードの端にあるレース委員会の運営艇のオレンジ旗を掲揚したポール又はマストと、ポートの端にあるマーク（スタート・マークのポートの端にあるマークを使用）の間とする。
- 12.3 すべてのマークおよびゲートマークでコース短縮をすることがある。コース短縮をする場合は、規則 32.2 に従う。

## 13. タイムリミット

第1レース（沖ノ島レース）は、**14:00** までに、また第2レース（白崎往復レース）は、**16:00** までにフィニッシュしない艇は、「フィニッシュしなかった」（DNF）と記録される。この項は規則 35 及び付則 A4.1 を変更している。

## 14. 帰着申告

帰着申告は、その日の最終レース終了後、またはレース委員会が、「本日これ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から60分以内に、レース本部に備え付けの所定の用紙に艇長が署名をし、レース本部にゼッケン2枚とレース委員会が準備したGPS端末（スマホ）を返却しなければならない。ただし、レース委員会の裁量により、この時間を延長することがある。

## 15. 抗議

- 15.1 抗議は、レース本部で入手し得る書式に記入の上、最終レースにおける最終艇フィニッシュ後、60分以内に提出すること。同じ抗議締切時間をレース委員会とプロテスト委員会がレースエリアで目撃した抗議、及び救済の要求に適用する。この項は規則 61.3 及び 62.2 を変更している。
- 15.2 抗議は、できるだけ早く、ほぼ受付順に審問される。
- 15.3 抗議の通告は、審問の場所及び時刻、抗議の当事者、又は証人として指名された者を競技者に知らせるため、抗議締切時間後 30 分以内に掲示される。
- 15.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の公示を、規則 61.1(b) に基づき艇に伝えるために掲示する。
- 15.5 帆走指示書 3、14、17、19、20、23 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則 60.1(a) を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。

## 16. 成績

- 16.1 実行委員会が定めた TCF を採用し、所要時間に TCF を乗じた修正時間により順位を決定する。同一修正時間の艇がある場合は TCF の数値が小さい艇を上位とする。
- 16.2 成立したすべてのレースをカウントする。この項はRRS付則A2を変更している。
- 16.3 大会は 1 レースをもって大会の成立とする。

## 17. 安全規定

- 17.1 レースからリタイアした艇は、できる限り早くレース委員会に伝えなければならない。
- 17.2 レース中個人用浮揚用具の着用を義務づける。

## 18. 運営艇

レース委員会艇及びプロテスト委員会艇は SHIMA SEIKI CUP 旗を掲揚する。

## 19. 無線の使用

艇は、レース中は無線送信をしてはならない。またすべての艇が利用できない無線通信を受信してはならない。この制限は、携帯電話にも適用する。ただし帆走指示書 3 を除く。

## 20. ゼッケン番号

レース委員会が配布するゼッケン番号をレース期間中は、船首部ライフラインの両舷に取り付けること。

## 21. 賞

各クラス 1 位から 3 位に SHIMA SEIKI CUP を授与する。  
ラインオーナー賞 (第 2 レース「白崎レース」のラインオーナー艇)

## 22. 責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクでレガッタに参加している。規則 4「レースをすることの決定」参照。  
主催団体は、レガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後と関連して受けた物的損傷または個人の負傷もしくは死亡に対する責任を否認する。

## 23. ごみの処理

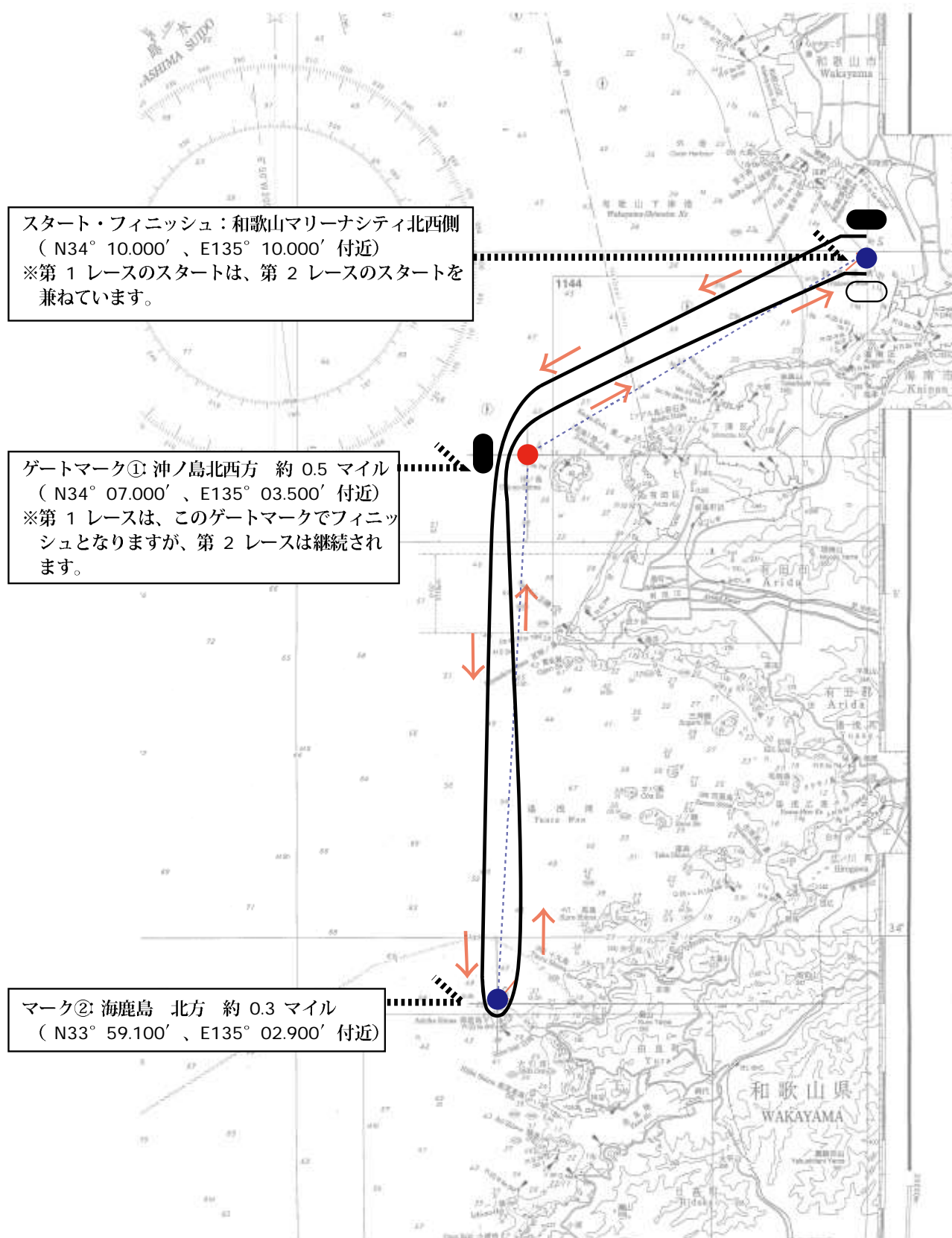
艇はゴミを水中に投棄してはならない。  
しかしながら、セールをセットした時のゴムまたはウール・バンドを捨てることは、許可される。  
この項は規則 55 を変更している。

## 24. 緊急連絡先

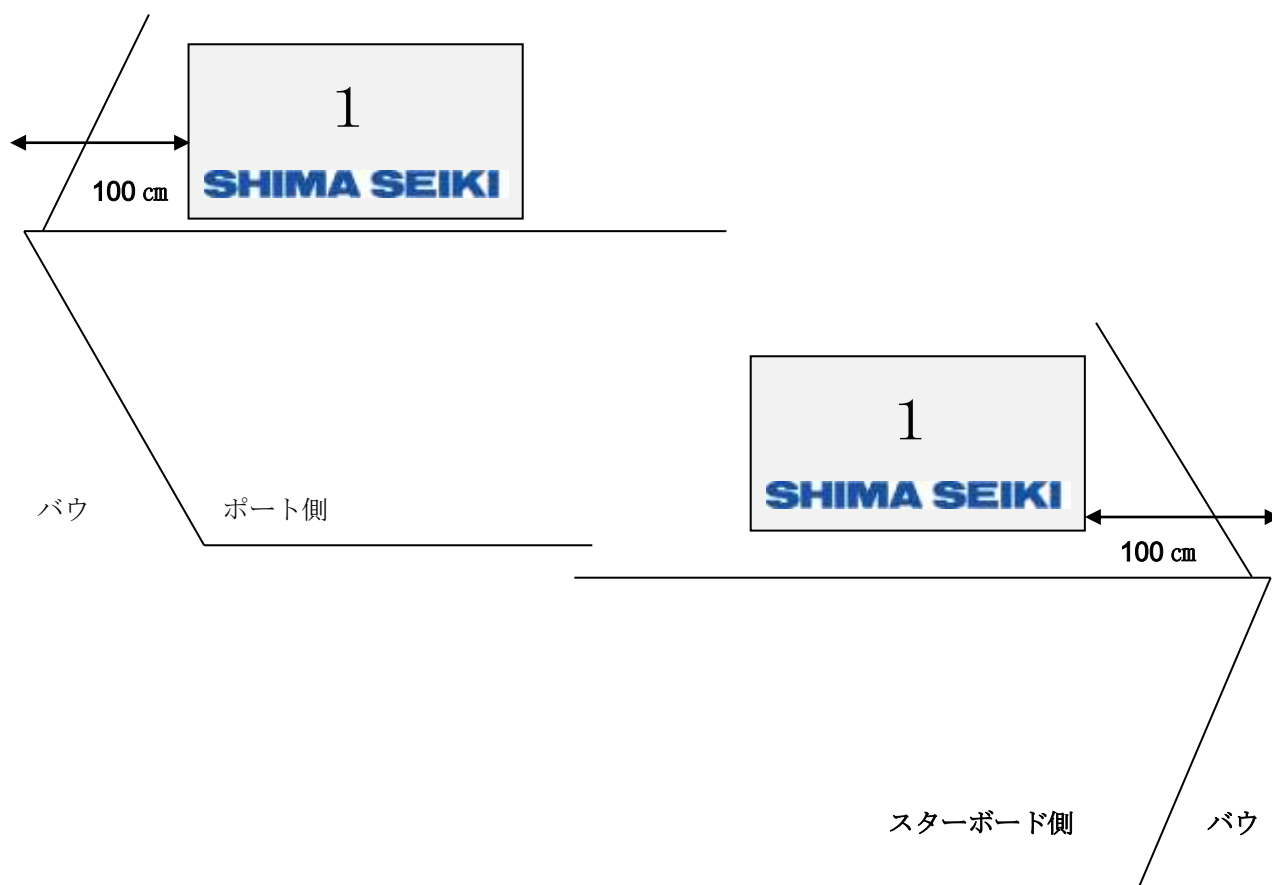
和歌山セーリングセンター 電話：073-448-0251

以上

第1・2レース「レースコース図」



SHIMA SEIKI ゼッケン番号



※上部をライフラインに、下部はガンネルに  
できるかぎりしわを作らないよう結び付けていること。